

令和6年1月1日から

紙類

排出ルールが変わります

事業者の皆様
準備は
お済み
ですか？

リサイクル可能な紙類の
清掃工場への搬入を

禁止

します！



ごみとして出したり、ごみに混ぜたりすることはできません。



【機密書類も搬入禁止の対象です。】

☑ 事業者が取り組むメリット

☐ ごみ処理費用の削減

リサイクル可能な紙類を資源化すれば、今より燃やすごみを減らすことができ、処理コストの削減につながります。



☐ 社員の意識改革

ごみを出さない職場づくりに取り組むことで、業務の合理化や効率化が促進され、社員の意識改革につながります。



☐ SDGsの推進による企業価値の向上

地球温暖化対策として脱炭素社会を推進し、環境に配慮した事業活動に取り組むことは、企業価値の向上につながります。



地球環境問題の解決・清掃工場の安定稼働に向け、

紙類は、分別してリサイクルへ！



資源化の方法 (業者への依頼)

① 事業系ごみ (一般廃棄物) の収集運搬業者に相談する

- ・現在事業系ごみの収集運搬を契約している業者 (堺市一般廃棄物収集運搬業許可業者) に相談してください。

※市へ継続ごみ収集の申し込みを行っている場合は、②へ。



② 古紙リサイクル業者に回収を依頼、または自ら持ち込む

- ・古紙を取り扱う業者に回収を依頼したり、直接持ち込んだりすることが自由にできます。
- ・次の事業所一覧や事業者名簿等もご参照いただけます。

堺市古紙回収協力事業所一覧

最新の情報はこちらへ→

https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/jigyogoshi/jigyogomi/kyouryoku/17887020220329110006605.html#cms14

当該協力事業所の営業時間内であれば、自由に古紙を持ち込むことができる、**市が推奨する制度**に基づいた事業所一覧を市ホームページに掲載しています。



新設!

堺市再生古紙取扱事業所の紹介

最新の情報はこちらへ→

https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/jigyogoshi/jigyogomi/kyouryoku/koshigyousyasyoukai.html

紹介を希望する再生古紙取扱 (回収・持込) 事業者の事業所一覧を、市ホームページに掲載しています。機密文書の対応に関する情報も発信しています。

※一覧は事業者から依頼のあった内容をそのまま掲載するため、市がその内容を保証するものではありません。事業者間でトラブルが発生しても、市は一切の責任を負わないことをご了承ください。



大阪府「登録廃棄物再生事業者名簿」「リサイクル関連事業者情報」

※大阪府ホームページ中の該当ページから名簿や情報をダウンロードし、「紙」を取り扱う事業者を検索のうえ、ご参照ください。

大阪府 再生事業者登録

大阪府 リサイクル関連事業者情報

【機密文書の処理】

個人情報等を含んだ機密書類であっても、機密が守られるリサイクル処理の手法があります。契約している業者や専門の処理業者に問い合わせてみましょう。



〈例〉◇破碎 (裁断) 処理

リサイクル対応型のシュレッダー機器による裁断。持ち込み、回収のほか専用車両による出張裁断など。

◇直接溶解処理

製紙工場のパルパー (溶解機) に直接投入します。立ち会いができたり、溶解証明書発行が可能な業者もあります。

問い合わせ先

■紙類のリサイクル・許可業者について

堺市 環境局 環境事業部 資源循環推進課
TEL (072) 228-7479 FAX (072) 228-7063

■清掃工場への搬入禁止について

堺市 環境局 環境事業部 クリーンセンター管理課
TEL (072) 252-0815 FAX (072) 251-9646

■市の継続処理について

堺市 環境局 環境事業部 環境業務課
TEL (072) 228-7429 FAX (072) 229-4454

堺市 事業系紙類のリサイクル

https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/jigyogoshi/jigyogomi/kyouryoku/index.html

